

## 第5章 計画の推進

### 第1節 推進体制

本計画の推進体制としては、県庁内では「福島県電子社会推進本部」において全庁的な意思統一のもと各施策を効果的かつ効率的に推進します。

また、IoT等の先端のICTや官民データは、社会の様々な分野への適用と、モノからネットワーク、アプリケーション、サービス等様々な分野の技術の利用が予想されることから、県、市町村、各種団体、民間企業、大学等を会員として設立された「ふくしま ICT 利活用推進協議会」を活用するなどして、国や市町村、県民等と連携・協働し、ICTや官民データに関するニーズや課題の把握等を行い、本県におけるICT官民データの利活用を推進します。さらに、「福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会」と連携して、ICT及び官民データの安全な利活用を推進します。

市町村との連携については、「福島県電子自治体推進連絡会議」においても、県と市町村が共有する課題や新たな情報通信施策への対応に関する問題等を検討・協議し、ICT及び官民データの利活用を推進します。

### 第2節 進行管理

本計画で示した施策の展開方向の具体化については、年度ごとに、県庁内各部局がそれぞれ実施する施策を取りまとめたアクションプランを策定し、推進します。

アクションプランでは、可能な限りKPI（重要業績評価指標）を定め、達成度の評価を行い、翌年度に取りまとめて公表することとします。

### 第3節 計画の見直し

本計画の期間は、2019年度から2021年度までの3年間としていますが、ICTの進展の速さに鑑みて、必要に応じて見直しを行うこととします。